

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年8月1日付けで請求人に対して行った令和5年度の個人事業税賦課処分（内容は別紙「処分目録」記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 請求人は、代理店ではない一社専属の生命保険会社の営業職員であり、本件保険会社の勤務先以外に事務所や事業所を有していないことから、地方税法72条の2第3項に規定する個人事業税の納税義務者にはそもそも該当しない。
- 2 令和3年7月14日に〇〇地裁に訴状を提出され、同年9月6日に賦課決定の税額を0円とする個人事業税減額賦課決定通知書を発出された件と全く同様である。現に弊社オフィスに勤務している同僚で個人事業税が賦課されている社員はおらず、請求人だけに賦課処分をされていることは不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年11月21日	諮問
令和7年 1月14日	審議（第96回第3部会）
令和7年 2月13日	審議（第97回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法

ア 法734条1項、法4条2項及び法1条2項の規定により、都は、その特別区の存する区域において、普通税として、事業税を課するものとされる。なお、都税の賦課徴収に係る知事の権限は、都税事務所に委任されている（法3条の2、条例4条の3）。

イ 法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の都道府県において、その個人に課されるものであり、同条8項23号において、第一種事業として「代理業」が掲げられている。

なお、これらの各事業が事務所等を設けないで行われる場合、個人事業税は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして課されることとなる（同条7項）。

ウ 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中（以下単に「前年中」という。）における個人の事業の所得によるとしている。

上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12第1項は、前年中における個人の事業の所得は、当該個人の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例により算定する

としている。

また、法 72 条の 49 の 12 第 2 項は、事業を行う個人（所得税法 2 条 1 項 40 号に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。）と生計を一にする親族で専ら当該個人の行う事業に従事するもの（以下「青色事業専従者」という。）が当該事業から同法 57 条 2 項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条 1 項の規定による計算の例によって当該個人の事業の所得を算定するものとするとしている。

そのため、青色事業専従者が支給を受けた給与の金額でその労務の対価として相当であると認められるものは、当該個人の行う事業の所得の金額の計算上必要経費に算入することとなる（青色事業専従者給与）。

(2) 保険業法

保険業法 275 条 1 項は、同法 276 条の登録を受けた生命保険募集人（特定保険募集人）がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の代理又は媒介に係る保険募集を行う場合（1 号）等を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないとしている。

(3) 条例

ア 条例 25 条 4 項は、個人事業税は、個人の行う法 72 条の 2 第 8 項から 10 項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課するとしている。

イ 条例 38 条 1 項は、個人事業税の課税標準は、前年中における個人の事業の所得によるとしている。

(4) 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）

事業を行う個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいうものであるとした上で、他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないとしている（第 3 章・第 1 節・第 1・1 の 5・(2)）。

(5) 「個人事業税課税事務提要」（平成 24 年 8 月 1 日付 24 主課課第

153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。)

ア 事業とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解されるが、事業の意義については法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなっている(第3章・第1節・第1・1・(1))。

イ 代理業とは、手数料、その他の名義をもってする報酬の取得を目的として、一定の商人のために、平常、その営業の部類に属する取引の代理又は媒介を行う事業をいい(商法27条)、代理業は、①一定の商人のために(原則として特定の者のために)、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要であるとしている(第3章・第2節・第23・1)。

また、その商人の使用人であってはならず、また自ら契約当事者となることはなく、その行為は、その商人の名を示して行われることを要するが、個人事業税においては、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っているものについては当該使用人とは判断しないため、商法に定める使用人とは異なるとしている(同)。

そして、個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行い、個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであるが、身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこととしている(同・2・(1))。

ウ 留意事項として、外交員、外務員等の名称や名目上の契約にかかわらず、実態として代理業の定義を満たす場合には代理業に該当し、外交員、外務員等の課税の可否については、過去に具体的な個々の事例に関して関係府県と自治省との間に照復が行われ、課税対象外と示された例があるが、これらの行政実例はいずれも具体的な事例

について個別に判定の結果を指示しているに止まり、代理業に該当する外交員、外務員等までを課税対象外とする趣旨ではないとしている（同・３・（４））。

(6) 取扱通知及び事務提要の位置付け

取扱通知は、地方自治法２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であり、事務提要は、個人事業税の課税事務運営に当たり、法を正しく適用するために解釈の統一を図るものとして、一定の合理性を有するものと認められる。

２ 本件処分についての検討

以上を前提に、請求人が事業税における「事業を行う個人」であって、当該事業が法７２条の２第８項２３号に規定する「代理業」と認められるかについて、以下検討する。

(1) 事業を行う個人について

請求人は、外交員としての業務（以下「本件外交員業務」という。）の遂行により、本件保険会社から、報酬の支払を受け、これを、請求人の令和４年における収入のうち、営業等による収入として、所得税法１４３条に規定する青色申告の方法を利用して、〇〇税務署長に対して申告を行ったことが認められる。

また、仮に、請求人が給与所得として申告した場合には、給与所得控除として認められる金額は、所得税法２８条２項及び３項５号に基づき、１，９５０，０００円にとどまるところ、本件申告書類によると、請求人は、本件外交員業務により、収入３３，９７７，３６５円を得る一方で、上記収入を得るための経費として、合計１５，１４８，６４０円を計上していることが認められ、各種経費としての支出の合計額が、営業等に係る事業収入の額に対して約４４．５パーセントの割合に相当し、給与所得控除として認められる金額に比して著しく高額となっている。

これらのことから、請求人が本件保険会社から支給されている報酬は、請求人が一従業員として、本件保険会社に対し、その空間的、時間的な拘束の下で継続的ないし断続的に労務又は役務の提供をした結果、それに応じた対価として本件保険会社から提供されたものと評価することは困難というべきであり、むしろ、このような収支の結果は、各種経費を自らの裁量判断のもとに自ら負担することによって、本件外交員業務を遂行して収入を得る結果をもたらした請求人自身に帰属

するものとみるべきである。したがって、請求人は自己の危険と計算において本件外交員業務を行っていることを認めるのが相当である。

そして、本件外交員業務は、営利又は対価の取得を目的として行われるものであることは明らかであるし、年間を通して各月に売上（収入）が計上されていること等から、反復継続して行われているものであると認められる。

そうすると、本件外交員業務は、営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為であり（１・（５）・ア）、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている個人である（同・（４））といえることができるから、請求人は、「事業を行う個人」とであると認められる。

（２）代理業について

次に、本件外交員業務が代理業に当たるかについてみる。

外務員又は外交員とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されているところ（国税不服審判所平成１１年３月１１日裁決・裁決事例集第５７集２０６頁参照）、請求人は、本件確定申告書において自らの職業を「外交員」とであると申告し、本件外交員業務の対価として本件保険会社から継続的に報酬を得ているのであるから、本件外交員業務は、特定の者のために、反復継続して行われているものと認められる。

そして、保険業法２７５条１項は、同項各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならないとし、同項１号は、同法２７６条所定の登録を受けた生命保険募集人（特定保険募集人）がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の代理又は媒介について定めているところ（１・（２））、「保険募集」の具体的内容としては、保険契約の締結の勧誘、それを目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領又はその他の保険契約の締結の代理若しくは媒介といった行為をいうものと解される（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」（令和４年４月）Ⅱ－４－２－１・（１））。請求人は、特定保険募集人としての登録がなされた上で、本件外交員業務を行っていることから、本件外交員業務は、保険契約のための取引を代理又は媒介する業務と認められる。

また、本件外交員業務の業務遂行の態様が単なる従業員としての労務の提供に止まらず、独立したものであると認められることは、上記(1)のとおりである。

このことを上記１・(5)・イに照らすと、本件外交員業務は、代理業としての要件、すなわち、①一定の商人のために（原則として特定の者のために）、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であることを満たしているといえることができる。

したがって、本件外交員業務は、個人事業税の課税対象である第一種事業（法７２条の２第３項）の「代理業」（同条８項２３号）に当たると認めるのが相当である。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分は、請求人に対して、請求人が令和４年において行った第一種事業である代理業について、法令等の定めに基づき個人事業税を課し、かつ、適正な課税標準を基礎として税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３・１のとおり、本件保険会社の営業職員である請求人は、個人事業税の納税義務者に該当しない旨主張する。

しかし、請求人が行う本件外交員業務が代理業に当たり、個人事業税の課税対象となることは上記２で述べたとおりである。

また、請求人は、上記第３・２のとおり、他の事件や請求人の同僚と比較し、請求人だけに賦課処分をされていることに不服を述べる。

しかし、個人事業税の賦課処分は、個人ごとに課税対象か否かの判定が行われるものであるから、他の事件等における判断は本件処分を取り消す理由にはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙（略）